

大学教職員組合3団体による「学校教育法」改正の提案

記者会見

3月8日

「大学自治の確立をめざす
制度要求づくりの進め方検討会」

全国大学高専教職員組合（全大教）
全国公立大学教職員組合連合会（公大連）
日本私立大学教職員組合連合会（日本私大教連）

—教育と研究の基盤となる大学自治の回復をめざして—



文科省記者会にて説明をする鳥畑中央執行委員長（写真中央）

全大教新聞

2023年4月10日

第406号

【発行所】

全国大学高専教職員組合
(略称・全大教)



【PDF版（全面カラー）】
http://zendaijyo.or.jp/?page_id=107

【電話】03-6802-4250

【HP】<http://zendaijyo.or.jp/>

【所在地】〒110-0012
東京都台東区竜泉
2-20-15 都築ビル 2 階

* 組合員の購読料は
組合費に含まれて
います（一部30円）

今月の紙面

- ③ 病院協議会総会開催報告（3月18日）
- ② 北海道・九州合同単組代表者会議（3月4日）
- ② 高専協議会団体交渉報告会（3月10日）
- ② 論壇 研究者は基礎科学の価値を市民に伝える努力もせよ！ 鹿児島大学 大学院理工学研究科・理学部 教授 半田利弘
- ③ 職場のQ&A 労働相談、どこにするべき？

- ④ 単組からのレポート
- ・舞鶴工業高専
- ・「教職員の待遇改善のために」
- ・京都大学
- ・「京大タテカン訴訟への支援をお願いします」
- ・九州大学
- ・「労使一丸となったより良い大学づくりを」

全大教は、公大連、日本私大教連とともに「大学自治の確立をめざす制度要求づくりの進め方検討会」を結成し検討を重ねてきた「学校教育法改正の提案」を決定しました。これを公表しひろく議論を興すために、3月8日、文部科学記者会において3団体による記者会見を行いました。

3団体共通の思いは、大学の使命である「真理の探究」「学術の発展」は、学問の自由に立脚した専門家集団の自律的共同を通じてこそ十全に行われるのであり、大学の自治こそが教育研究力発展の基盤であるということです。

国立大学法人化以降の民間経営をモデルにした大学改革では、教授会自治は「既得権」を守る改革の障害とされ、その権限否定と対になった学長への権限集中が行われて来ました。特に2014年の「学校教育法」改正による教授会の審議権はく奪は、選択と集中」を軸とした大学改革への民主的抑制を決定的に弱体化させたと言えます。その結果、大学内の合意形成を踏まえないトップダウンの大学運営が拡がり、「大学崩壊」と呼ばれるような事態が全国で頻発し、学術研究の停滞をも顕在化させてきました。この大学

危機に歯止めをかけるためには、何よりも大学自治再生が不可欠という共通認識の下で、その一歩として「学校教育法」の再改正の具体的提案が必要というのが今回の提案趣旨です。記者会見では記者の一人から「昔の教授会の復活ではないか？」との質問も出されましたが、過去の教授会自治を単純に復活させることが意図ではなく、今後の学術・大学の発展を見据えた提案です。

提言で改正提案をした3つの条文のうちはじめの第83条では、大学の使命を経済発展への貢献に狭く限定する根拠とされて来た「社会の発展に寄与する」という条文を削除し、「世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する」としました。さらにこの目的を実現するために大学設置者は「学問の自由に則り大学の自治を保障しなければならない」と明記しました。

第92条では、国立大学においても経営（法人）と教学（大学）の機能それぞれの強化が求められる中で、学長は教学を担う「大学を代表する」と明確化しました。その上で「学長の選任は、大学に属する教育研究職員の選挙による」「学長の解任は大学自治の原則に基づき、大学が行う」として教育研究を担う教育研究職員の

自治に基づく代表の選任を求めています。同様に学部長も「教授会構成メンバーの選挙により選任する」と明記しています。

最後に第93条では、教授会の権限が学長決定に「意見を述べる」とされていたものを「重要事項を審議するため」として、さらに重要事項に「教員の人事」「教育課程の編成」「学部・学科の改廃」「学則の改定」などを明記しました。

学問の自由とは、研究者個人の研究の自由にとどまらず、研究者集団として何をどう教えるのかの自由、専門家集団としての人事の自由から構成されるのであり、それを保障する大学統治の仕組みが必要です。それは単なる教授会自治に留まらない大学全体の自治に基づく民主的運営の仕組みが必要なのです。

3団体はこの提案を関係各機関に送付するとともに広く討議を呼びかけていく予定です。学術の発展を保障する学問の自由は、国全体を代表するナショナルアカデミーの自治保障や学会等の自治等、重層的な自治に支えられていますが、その基礎単位である大学自治再生を目指した一歩となり、自治の主体である教員集団（教授会）の自治力復活の一歩となればと考えています。（中央執行委員長 鳥畑与一）

病院協議会 2023年春 3.1 国会議員 要請行動



この要請行動は、医療・介護にたずさわる人員の増加と処遇改善を求め、現場の従事者が国会議員に対して賛同を呼びかけるために2008年から行っています。この間、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い規模を縮小して行ってきましたが、今回、参加者数を増やし、様々な職種の医療・介護従事者が現場の声を国会議員へ届けることができました。要請行動前に開催された全体集会では、新型コロナウイルス感染症対応から明らかになった医療・保健・福祉の脆弱性について様々な視点からの報告がありました。今後、感染対応を検証し新たな感染症に対する対策や自然災害対策を行う重要性が再認識できました。

医療・保健・福祉は、人が直接対応するため人員を増やすことが第一となりますが人員増のための予算がないと改善は見込まれません。特に医療・保健・福祉に対する予算や人員が人口・社会構造に見合っていないと従事者への負担増となつていくと考えられます。今回の要請行動では、こうした点を国会議員へ直接伝え、賛同の得られる国会議員を増やすことができました。

今後も全大教病院協議会として、関連団体と共同して国へ働きかけ、安心・安全な医療の実現に繋げていく取り組みをすすめていきたいと思っています。

（病院協議会議長 長谷川信）